

# 公立大学法人公立小松大学ヒューマンリソースコーディネーション機構規則

令和7年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立小松大学学則第4条の規定に基づき、公立小松大学ヒューマンリソースコーディネーション機構（以下「機構」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、部局等を越えて、学生・職員がそれぞれの多様な能力を最大限発揮するための支援及び関係部署等との連携・調整を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア形成支援
- (2) ヘルスケア支援
- (3) 性的マイノリティ支援
- (4) 学修支援
- (5) 障がいのある学生・職員の支援
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 機構に次の職員を置く。

- (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) その他機構長が必要と認める者
- 2 機構長は、学長が指名する理事をもって充て、機構の運営・管理を総括する。
- 3 副機構長は機構長が選考し、学長が任命する。

(機構運営会議)

第5条 機構に、公立小松大学ヒューマンリソースコーディネーション機構運営会議(以下「機構運営会議」という。)を置く。

- 2 機構運営会議は、機構長の求めに応じ、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 機構の予算及び概算要求に関する事項
  - (2) 機構の中期目標・中期計画に関する事項
  - (3) 機構の事業評価（自己点検・評価）
  - (4) 機構の構成員の選考に関する事項
  - (5) その他機構の運営に関する重要事項

- 3 機構運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 学長が指名する理事，副学長，学長補佐 若干名
  - (4) その他機構運営会議が必要と認めた者
- 4 機構運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。
- 5 機構運営会議は，議長が主宰する。
- 6 機構運営会議は，専門的事項を審議するため，小委員会を置くことができる。

(他の運営機関との関係)

第6条 機構は，教育企画委員会等関連する本学の運営機関等に対し，機構の業務状況を適宜報告するよう努めるものとする。

(事務)

第7条 機構の事務は，関係部局の協力を得て，総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，機構に関し必要な事項は，機構長が別に定める。

附 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。